

株式会社ダイワ

一般事業主行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和7年1月1日～ 令和8年12月31日までの 2年間

2. 内容

目標1：男性の育児休暇の取得に関し、会社全体への意識・理解向上に向けて育児休業法の改正内容や、他企業での取り組み実績などをまとめ社内広報を行う。

<対策>

- 令和7年4月～ 育児休業を取得した男性社員の事例や制度の仕組みを社内で回覧・掲示し、パパ育休制度の社内認知度を向上させる。取得対象者がいた場合に個別に相談に乗れるような社内体制作りを行う。
- 令和8年4月～ 制度の認知度向上のため、1年ごとに同様の周知を行う。また、経営方針共有会などで、トップからのメッセージとしてもその内容に触れ、社内の共通意識を高める。

目標2：中学生における職場体験・高校生のインターンシップの受け入れを促進する。

<対策>

●令和7年1月～ 大学生のインターンシップの受け入れ計画に合わせて、地域の中学校・高校からの職業体験の受け入れを促進するため、受入状況をリスト化し、より柔軟に充実したプログラムを企画するため社内の受け入れ体制を見直す。以降、同様の対応を行い、1年で4名以上の受け入れを目指す。

目標3：令和8年4月までに、時間外労働を削減するため、週に一回のノー残業デーを設定し、実施する。

<対策>

- 令和7年1月～ 時間外労働の現状を把握し、社内での検討開始
- 令和8年4月～ ノー残業残業デー(週に一回)を設定し、社内での制度に関する広報とともに年間カレンダーへの記載を行い社員へ周知する。実施状況を確認し、実施できていない場合は、原因の分析と対策を行う。